

参考 スクールソーシャルワーカー

活用事業実施要領等

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

平成 25 年 4 月 1 日
初等中等教育局長決定

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱第 20 条の規定に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3 スクールソーシャルワーカーの選考

スクールソーシャルワーカーとして選考する者について、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいが、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者のうち、次の職務内容を適切に遂行できる者とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

- (1) スクールソーシャルワーカーの配置
スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置
- (2) スーパーバイザーの配置
スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置
- (3) 研修会等の開催
スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるため、研修会等を実施
- (4) 連絡協議会の開催

本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催

(5) その他必要な事業

地域や学校の実情に応じて、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために、その他必要な事業を実施

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

(1) 国は、上記 2～4 の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県・指定都市・中核市が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際は、次の基準に基づき事業費を計上すること。本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、都道府県・指定都市・中核市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

① スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置経費

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置人数については、地域や学校の実情に応じて配置すること。

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの勤務日数や勤務時間については、地域や学校の実情に応じて設定すること。

○スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの報酬単価については、各地方公共団体の会計基準に基づく単価を設定すること。

○補助対象経費は以下のとおりとする。

- ・ 報酬
- ・ 交通費
- ・ 保険料
- ・ 謝金
- ・ 旅費
- ・ 賃金
- ・ 教育・心理に関する検査費
- ・ 委託費
- ・ 補助金

② 研修会、連絡協議会等の実施経費

○補助対象経費は以下のとおりとする。

- ・ 謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆）
- ・ 旅費（講師、会議出席）

- ・ 消耗品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 借料及び損料
- ・ 会議費
- ・ 賃金
- ・ 保険料
- ・ 雑役務費
- ・ 委託費
- ・ 補助金

8 その他留意事項

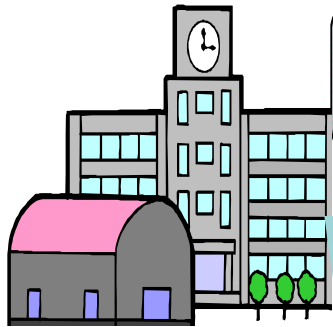
本事業を行うに当たっては、その他のいじめ等対策等総合推進事業との連携に努めることとする。

スクールソーシャルワーカー活用事業

平成26年度予算額:394百万円（平成25年度予算額355百万円）

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：1／3



学 校

関係機関

連携・調整

児童相談所、福祉事務所、
保健・医療機関、適応指導教室、
警察、家庭裁判所、保護観察所 等

連携・調整

【校内体制づくり】

- ・校内チーム体制の構築
- ・教職員のサポート
- ・教職員等への研修 など

【関係機関との連携】

- ・ネットワークの構築
- ・関係機関との調整
- ・情報・行動連携 など



スクールソーシャルワーカー

配置人数：1,466人

教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者

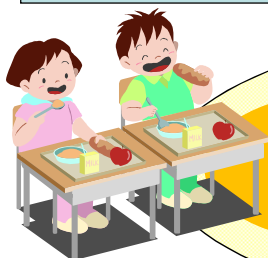
問題行動等

いじめ
暴力行為
不登校 など

児童生徒が置かれた
様々な環境の問題への働き掛け

貧困対策等

生活保護
就学援助
児童虐待
など



友 人

児童生徒

家 庭

地 域



緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度第1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度第3次補正予算額 : 351百万円

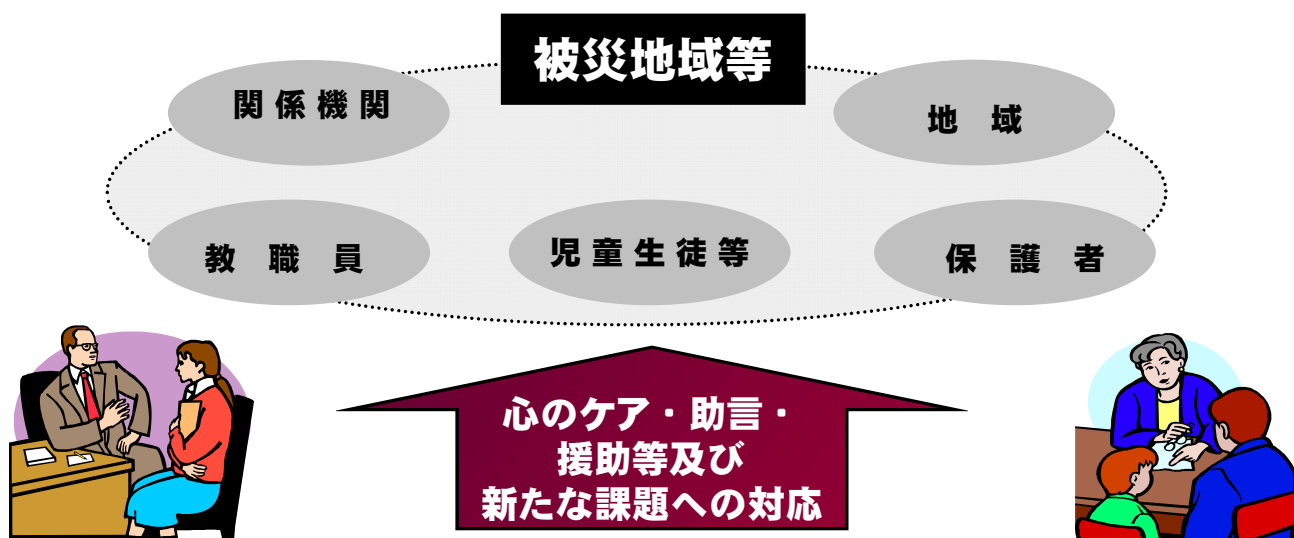
平成24年度予算額 : 4,702百万円【復興特別会計措置額】

平成25年度予算額 : 3,913百万円【復興特別会計措置額】

平成26年度予算額 : 3,709百万円【復興特別会計措置額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算及び平成24年度予算並びに平成25年度予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成26年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する心のケアや必要な支援を行うための経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

障害のある子供への支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
- このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置等